明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第五条　改正法附則第三十九条第九項又は第十二項（これらの規定を同条第十九項及び第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、それぞれ同令第二条第八号に掲げる還付金とみなす。

（国税通則法施行令の適用の特例）

第六条　改正法附則第三十九条第二十八項又は第三十項の規定の適用がある場合における酒税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第一号中「の罪」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第二十八項又は第三十項（手持品課税等）の罪」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第七条　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行令（昭和四十五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「単式蒸留しようちゆう製造業」を「単式蒸留焼酎製造業」に改める。

第四条の見出しを「単式蒸留焼酎製造業を廃止する者」に改め、同条第一項中「規定する単式蒸留しようちゆう製造業を」を「規定する単式蒸留焼酎製造業を」に、「単式蒸留しようちゆう製造業者の」を「単式蒸留焼酎製造業者の」に、「特定単式蒸留しようちゆう製造業者」を「特定単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同項第一号中「特定単式蒸留しようちゆう製造法人」を「特定単式蒸留焼酎製造法人」に、「当該単式蒸留しようちゆう製造業」を「当該単式蒸留焼酎製造業」に改め、同項第二号並びに同条第二項第一号及び第二号中「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「単式蒸留しようちゆう製造業」を「単式蒸留焼酎製造業」に改める。

第十条の見出しを「（特定単式蒸留焼酎製造業者に係る納付金）」に改め、同条第一項中「単式蒸留しようちゆう製造業者は、特定単式蒸留しようちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者は、特定単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同条第二項中「特定単式蒸留しようちゆう製造業者」を「特定単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に、「特定単式蒸留しようちゆう製造業者」を「特定単式蒸留焼酎製造業者」に改め、「、それぞれ」を削る。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

電源開発促進税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十一号

電源開発促進税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「当該税務署長及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の電源開発促進税法施行令第五条第二項の規定は、この政令の施行の日以後の電源開発促進税の納税地の異動について適用し、同日前の電源開発促進税の納税地の異動については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十二号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　雑則（第三十九条―第四十三条）」を「第九章　雑則（第三十九条―第四十三条）　第十章　犯則事件の調査及び処分（第四十四条―第五十六条）」に改める。

第一条中「、更正」及び「、第二十九条第一項（更正等の効力）」を削り、「、更正又は」を「又は」に改める。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

第五条第六号中「更正」を「法第二十九条第一項（更正等の効力）に規定する更正（以下第四十一条（納税証明書の交付の請求等）までにおいて「更正」という。）」に改め、同号ロ中「（納税証明書の交付の請求等）」を削り、同号ハ中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第七条第一項中「延滞税等の特例」を「通知等」に、「依頼により送付された納付書」を「通知」に改める。